

町田市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部改正並びに今後の対応について

【概要】

令和6年4月1日に、介護保険法施行規則が改正され、地域包括支援センターの職員配置の基準が改められました。それに伴い「町田市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例」の一部を改正します。

【規則改正の経緯】

社会保障審議会介護保険部会（厚労省）において、センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、「柔軟な職員配置を進めることが適当である。」との意見が出されたことや、令和5年地方分権改革提案において、地域包括支援センターの職員確保が困難なため配置要件の見直しの提案がなされたこと等を踏まえ、支援センターの職員配置について、柔軟な職員配置を可能とすること等の改正が行われました。

【条例改正の内容】

地域包括支援センターに配置する3職種（保健師またはそれに準ずる看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員）については、それぞれ常勤職員の配置が必須でしたが、改正により、以下の運用が可能となります。

- ア 地域包括支援センターが置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の人数について、地域包括支援センター運営協議会が必要と認めるときは、非常勤職員を常勤職員が勤務すべき時間数に換算して配置することができる。
- イ 地域包括支援センター運営協議会が、地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターの担当する区域を一つの区域として、常勤の職員を複数の地域包括支援センターに配置することができる。

【市の対応】

上記については、常勤職員の欠員が継続し、確保が困難である場合に特例的に扱い、引き続き常勤職員の配置を原則としたい。

また、適用条件等の運用方法については、以下の通りとしたい。

【運用方法】

上記の適用については、地域包括支援センター運営協議会での承認が必要となりますが、本協議会は年3回の開催となっており、特例的な対応を行う時期と本協議会開催の時期を合わせることが難しい状況にあります。そのため、具体的な適用条件について、あらかじめ本協議会の承認をいただいたうえで、「町田市地域包括支援センター事業実施要領」及び「町田市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例及び地域包括支援センター運営事業実施要領に基づく職員配置基準の運用について」に規定し、適用します。適用状況に

については、本協議会で報告いたします。

また、特例の適用は原則当年度限りとし、次年度も継続して特例の適用が必要な場合は、年度内の最後に実施される地域包括支援センター運営協議会において個別に協議を申し入れ、承認を受けることとします。

なお、特例の適用中は、常勤職員の確保に向けた活動状況についての報告を求めることとします。

【施行期日】

2024年7月1日(予定)